

## 通 知 書

貴殿に対する処分申請について、当審査会において審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

貴殿を創価学会から除名する。

#### 【理由の要旨】

貴殿は、平成20年5月ころからメーリングリスト「裏—o n i—倶楽部」等を利用して、また勉強会やオフ会と称する会合を頻繁に開催するなどして、創価学会の承認を得ることなく、自らを中心とする多数の創価学会員で構成されたグループを形成し、主導している。貴殿は、創価学会幹部を「悪の三位一体」と呼ぶなどして誹謗中傷し、さらに「八重の相對」なる論を展開して、創価学会幹部への誹謗中傷行為を正当化しようとしている。

貴殿の上記行為等は、創価学会会員規程第7条1項2号の「この会の秩序を乱す行為」、同4号の「会員としてふさわしくない行為」で「この会もしくは会員に迷惑を及ぼす行為」に該当する。

100  
11/29

この決定に不服がある場合は、この書面が到達した日の翌日から起算して7日以内に、監正審査会に対する不服申立書を当審査会あてに提出できます。

平成25年12月29日

東京都新宿区信濃町21番地4  
創価学会東京事務局内  
創価学会東京都審査会  
審査員長 官川 昕也

官川 昕也

東京都八王子市

波田地 克利 様

この郵便物は平成25年12月29日  
第32366号書留内容証明郵便物  
として差し出されたことを証明します。  
日本郵便株式会社

新宿  
25.12.29  
12-18

25.12.29  
12-18

12.29  
18

郵便認証司  
平成25年12月29日